

吉川 秀造 著

〔學術選書〕

明治財政經濟史研究

法律文化社

著 者 略 歴

明治37年 京都市に生まれる。
大正11年 京都大学経済学部卒業，同大学助手，
大蔵省明治大正財政史編纂主任を経て，昭和17年山口高商教授，同24年山口
経専校長，山口大学経済学部長。
昭和25年 同志社大学商学部教授。
同 43 年 定年退職。
現 在 同志社大学名誉教授。第一経済大学教授（福岡市）・大阪学院大学講師，経済学博士。
主要著書 士族授産の研究（昭和10年5月），日本財政史（昭和15年11月），全訂改版
士族授産の研究（昭和17年12月），明治維新社会経済史研究（昭和18年4月），
西洋商業史（昭和40年4月）など。
現 住 所 京都市右京区鳴滝本町110

<検印省略>

1969・3・1 第一刷発行

明治財政経済史研究

¥ 1,200

著 者 吉 川 秀 造

発 行 者 中 村 朱 作

発 行 所 株式会社 法 律 文 化 社

京都市北区上賀茂西松本町16
振替 京 都 10617番

明文舎印刷株式会社 池田製本

は し が き

私がかつて昭和十八年に「明治維新社会経済史研究」と題する論文集を、日本評論社から出版した。これは私が十三年間に亘る大蔵省の明治大正財政史の編纂を完成して、山口高商教授として山口に赴任する記念の意を含めて、それ迄に各種の雑誌に発表した論稿の中から、十篇を選んで一書にまとめたものであるが、それ以後二十余年の歳月を経過するうちに、この書は殆んど市場から姿を消してしまった。終戦の後は研究も殆んど充分に行なうことを得ない時世であつたが、それでも一二の雑誌に発表した論文も若干あり、大小精粗取まぜて合計五十篇近くに達した。ところが私は今年七月を以て古稀を迎え、長年勤務して来た同志社大学教授の職を退くこととなった。例えば大正十一年京都大学経済学部 of 学窓を出て以来、学界の一隅に身を置いた四十余年間を顧みて、誠に感慨の甚だ深きを覚える次第である。よつてこの機会に定年退職を記念するため、法律文化社の好意によつて、第二論文集を刊行することになったことは、私の心から喜ばしく感ずるところである。私が今まで發表して来た論文は、何れもわが国経済史に関する実証的研究であるが、私の努力至らずして、学問的価値にも乏しいものが大部分であるから、本書を編むに当たつても、その中多少とも学問的意味を持ち得るものを選ぶこととし、特に明治時代の財政・経済に関するもの六篇のみを収めることとした。但し本書中第一章および第二章は前著に収めたものであるが、この両篇のみは今まで私の發表した論文中、学界において多少の地位を認められたものであり、前著が世上に姿を消した現在、これを再び学界に提供するのも無意味ではなかうと考えたのである。他の四篇は多くは終戦後の執筆にかかるものであるが、そのうち第三及び第五章は従来学界に殆んど知られなかつた

史料の紹介を目的としたものであり、また第四及び第六章は、ともに私が年来特別の興味を持って研究に心がけて来たものである。以上本書に収める論文六篇は何れも浅薄蕪雜、取るに足りないもののみであるが、何れも学界未発表の史料に基づいて行なった研究である点において、或いは多少とも存在の意義があるものと自負している。本書の公刊により多少とも学界に寄与するところがあれば、私の本懐とするところである。なおこれらの論稿は本書に収めるに当り、内容の改訂を行なうと共に、当用漢字および新仮名遣いに改めた。

終りに本書の出版を快く引受けて頂いた法律文化社社長亀井薊氏は、出版の準備中病氣のため急逝せられた。ここに同氏の御厚意に対して深謝の意を表すると共に、謹んで本書を同氏の御霊前に捧げたいと思う。なお本書の出版に当って種々の点において多大の御世話になった、同社の柴田稷および井上重信の両氏に対し、厚く御礼を申上げる次第である。

昭和四十三年十二月二十日

洛西鳴滝の寓居にて

吉 川 秀 造

目次

第一章 明治政府の貸付金	一
--------------	---

一 貸付金の意義および性質	一
---------------	---

二 貸付金の目的	六
----------	---

三 貸付金の内容	三
----------	---

四 別途会計の貸付金	二九
------------	----

五 貸付金の整理	五〇
----------	----

六 貸付金の収支	五五
----------	----

七 貸付金の効果	六二
----------	----

第二章 明治政府と名目金	六四
--------------	----

一 名目金の意義および性質	六四
---------------	----

二 名目金の禁止	六六
----------	----

三 名目金の処分	七〇
----------	----

四 余 言	八〇
-------	----

第三章 起業基金と殖産興業	八四
---------------	----

一 緒 言	八四
二 起業基金の収支	八五
三 港湾修築	八八
四 道路開鑿	九〇
五 水路開鑿	九一
六 鉄道建設	九三
七 鉱山開発	九五
八 塩田修築	一〇一
九 士族および廢祿士卒授産	一〇三
一〇 一般殖産	一〇四
一一 結 言	一二

第四章 明治時代の正貨政策	一二四
---------------	-----

一 緒 言	一四
-------------	----

二 正貨蓄積組織の成立	一八
-------------------	----

三 兌換制度の確立と正貨政策の轉換	二三
-------------------------	----

四 正貨吸收資金の供給	二五
-------------------	----

五 地金銀購入および地金銀吸收資金の融通	三〇
----------------------------	----

六 償金の運用と正貨政策	三三
--------------------	----

七 日露戦役と正貨政策	三七
-------------------	----

八 在外正貨の準備繰入とその影響	四二
------------------------	----

九 明治末期の正貨政策	五〇
-------------------	----

一〇 世界大戦時の正貨政策	五七
---------------------	----

第五章 小野組閉店と明治政府

一 緒 言	六二
-------------	----

二 小野組の事業とその破産	七七
---------------------	----

三 閉店処分に関する政府の方針決定	八一
-------------------------	----

四 閉店処分の結了	八七
-----------------	----

五	余	言		一九四
---	---	---	-------	-----

第六章	明治産業の父、前田正名の研究		一九六
-----	----------------	-------	-----

一	緒	言		一九六
---	---	---	-------	-----

二	前田正名の生涯		一九七
---	---------	-------	-----

三	前田正名の産業論		二〇五
---	----------	-------	-----

四	殖産興業運動の展開		二三五
---	-----------	-------	-----

五	結	言		二四五
---	---	---	-------	-----

第一章 明治政府の貸付金

一 貸付金の意義および性質

徳川幕府倒れて明治政府起るや、新政府は盛んに旧弊の打破を唱え、新政の更張に努めたが、一面においてはまた、旧幕府の制度や施設にして、新政府により継承せられたものも尠くなかった。けだし三百年の長い沿革を有する徳川幕府の諸制度を、維新勿卒の間において各方面にわたって一挙に覆えすことは、事実上不可能でもあり、かつまたいまだ基礎の鞏固ならざる新政府が、因襲に泥める人民の生活に、急激な変動を与える如きは、政略上よりするも不得策であつたことはいうまでもないところであるが、これと同時にまた明治政府が、徳川時代の善制良法は、進んでこれを継承するという態度を持したことも、見のがすべからざるところであろう。本稿において取扱おうとする明治政府の貸付金の如きも、かかる諸理由に基いて新政府により継承せられ、更に発展せしめられた、徳川氏の施設の一である。徳川幕府の貸付金の制度はなほ複雑であつた。いまその詳細を研究することは、本稿の目的とするところではないが、ここにその概略を述べれば、まず貸付の機関としては江戸馬喰町御用屋敷・同猿屋町会所・勘定奉行・地方の奉行または代官等があり、これらが幕府官金の貸付を行なったのであるが、その貸付を受ける者は諸侯・旗本その他の幕臣・特殊の社寺・天領の庶民等であつた。しかして馬喰町御用屋敷および勘定奉行は、主として諸侯および知行取の幕臣に対する貸付を行ない、猿屋町会所は旗本の

救済のために札差にたいして公金の貸付を行なったものであって、一般庶民にたいする貸付は奉行または代官がこれを掌り、用達町人・町村役人らをして、事務を担当せしめたものである。つぎにその貸付の目的を見るに、諸侯および旗本その他幕臣にたいするものは、大抵これらの諸侯・旗本らが自己の財政窮乏を救うためか、または領分内の救恤もしくは殖産のために拝借を請うものであり、また庶民にたいする貸付は、主としていわゆる御救貸と称せられたものであって、すなわち災害・凶荒等の際における夫食・種粃・農具代・小屋掛料の貸付か、或いは荒地起返・小児養育料等の貸付であつたが、このほかなお漁場・塩場・開墾地・宿駅場等にたいする助成貸付も行なわれ、また米価調節のために米商へ貸付けられる場合もあつた¹⁾。以上の如き幕府の官金貸付のほかに、各藩において諸侯が領内の庶民に貸付を行なつた。しかしてその貸付はもちろん災害の救済を目的とするものも多かつたが、そのほか藩が国産会所または物産会所を設けて、自国の物産の生産および販売に努め、その関係業者にたいして資金の貸付を行なう等、産業の保護奨励を目的としたものも尠くはなかつた²⁾。

明治政府の貸付金が、以上の如き徳川幕府の貸付金の精神を継承したものなることは、いうまでもないところであるが、しかし全然これを踏襲したものではないことは、この両者の性質を比較して見れば明らかである。いま上述するところによつて、徳川幕府の貸付金の重要な性質を考えると、これについてまず挙ぐべきは、幕府の貸付金が直接庶民にたいして、貸付けられた分は甚だすくなく、多くは諸侯・旗本・社寺等に貸付けられたといふことであり、つぎにまた幕府の貸付金は救助貸・助成貸等の消費的金融がその大部分を占め、直接勧業のために貸付けられる生産的金融は、極めてすくなかつたことである。更にまた幕府の貸付金について注意すべきことは、貸付金額のすくなかつたことである。幕府の貸付金が年々幾許支出せられたかは、もちろん現在詳細に知るを得ないが、いま「吹塵録」に掲げられた、天保十四・弘化元両年の幕府の歳計中より、貸付金の性質を有す

ると認められる支出を集計しても、兩年とも十萬兩に達せない。すなわち天保十四年におけるものは、夫食種貸農具代御救其外小屋掛拝借・荒地起返小兒養育料其外拝借・諸拝借・金座積金御貸付元利金之内金座渡・銀座永続手当御貸付元利金之内銀座渡・御前貸其外御取替金・猿屋町会所別段御貸付金の諸科目を合せて、金九萬五千七百六十一兩三分と銀九十二貫九匁九分であり、弘化元年の貸付金の合計は、金九萬七千二百四十四兩二分と、銀三十八貫六百四十八匁五分である。ただし弘化元年の科目中には猿屋町会所別段御貸付金の代りに、馬喰町御貸付御下ケ金なる科目を存する。⁴⁾ もちろん年によってその貸付額に相異はあったであろうが、だいたいにおいてこの程度の支出であったことは、右によって推測することができよう。

しかるに明治政府の貸付金について見ると、その貸付の対象となつたものはほとんどすべてが庶民もしくはその団体であるか、または銀行・会社・商会等の類であつて、明治元年および二年に諸藩に太政官札を貸付けたのも、窮極の目的はこれをさらに藩内の農商等の庶民に、貸与せしめるに あつたのである。さらに明治政府の貸付金の最も著しい特質をなすものは、その貸付の目的が主として勸業に あつたことである。もちろん明治政府も後述の如く、徳川氏の救助貸の方法を踏襲して、窮民救済のために貸付を行なつたのであるが、かかる種類の貸付は、明治政府の積極政策よりすれば、も早大なる重要性を有するものではなく、明治政府の貸付金において最も重要な意義を有するものは、勸業に関する貸付であり、政府の貸付金中、直接間接に殖産興業の目的を有するものが、その大部分を占めるに至つたのである。しかしてかかる種類の貸付は、幕府の制度というよりは、むしろ諸藩の物産会所による貸付金の精神を継承したものというべきであらう。なお明治政府の貸付金がその数額の上において、徳川幕府のそれと比較にならぬ巨額であつたことは、後に掲げるところの表を一見すれば明かである。これを要するに明治政府の貸付金は、一応旧幕時代の精神を継承したものと称することができるが、しかも

全然これを踏襲したものではなく、維新変革の成就に伴う社会的小および経済的変動に應じ、また明治政府の採用した積極的経済政策に基き、政府は旧来の貸付以外の目的のためにも貸付を行なう必要を認めると同時に、さらに旧来よりも一層秩序のかつ徹底的に、これを行なう必要をも認めるに至ったものである。かくの如くにして明治政府の貸付金は、その最重要政策たる殖産興業政策とは、極めて密接なる関係があり、したがってまた明治初年の財政上における地位も、甚だ重要なものがあつたのである。いま試みに明治元年以降同十三年度に至る間において、毎年度支出せられた各種貸付金の総額を、歳出総額と比較対照すれば左の如くである。

年次	歳出総額	貸付金総額	歳出総額に 對する割合
第一期 (自慶應三年十二月至明治元年十二月)	三〇、五〇五、〇八五円	一八、四四三、五八一円	六・〇四
第二期 (自明治二年正月至同二年九月)	二〇、七八五、八三九	四、九二三、一五九	二・三六
第三期 (自明治二年十月至同三年九月)	二〇、一〇七、六七二	九七七、二四四	〇・四八
第四期 (自明治三年十月至同四年九月)	一九、二三五、一五八	一、二〇五、六三四	〇・六二
第五期 (自明治四年十月至同五年九月)	五七、七三〇、〇二四	四、九八二、三七四	〇・八六
第六期 (自明治五年十月至同六年九月)	六二、六七八、六〇〇	六九九、五五八	〇・一一
第七期 (自明治六年十月至同七年九月)	八二、二六九、五二八	一、五八一、八五九	〇・一九
第八期 (自明治七年十月至同八年九月)	六六、一三四、七七二	二、四三五、九二一	〇・三六
明治八年	六九、二〇三、二四二	二、九六五、八九六	〇・四二
明治九年	五九、三〇八、九五六	一、一七三、九四〇	〇・二〇
明治十年	四八、四二八、三二四	七五一、三八二	〇・一六
明治十一年	六〇、九四一、三三五	六六四、九〇八	〇・一九
明治十二年	六〇、三一七、五七八	三九八、四九八	〇・〇六
明治十三年	六三、一四〇、八九六	三三七、五三三	〇・〇五

〔備考〕

一、本表は「歳入歳出決算報告書」によって作成した。但し明治十二年度及び十三年度の貸付金総額は「大藏卿年報書」の数字によった。
二、明治八年度以降は、いずれも当年七月より翌年六月までを一年度とするものである。

明治政府の貸付金には広狭の二義がある。狭義の貸付金とはすなわち常用部の貸付金を称するものであって、広義の貸付金とは、この常用部の貸付金と別途会計の貸付金とを、併せ称するものである。常用部とは現今いうところの一般会計であって、別途会計とは今日の特別会計にほかならぬ。我が国の財政において始めて一般会計・特別会計の区別が設けられたのは、明治二十二年制定の会計法においてであるが、それ以前においてももちろん通常一般の歳入歳出以外に、独立の収支計算を立てる会計が数多く存在したのであって、この両者を区別する場合には、前者を常用部と称し、後者を別途会計または別途金と称したのである。しかして明治政府の貸付金が、原則としてすべて常用部より支出せられ、またその返納金がすべて常用部に収入せられたことはもちろんであって、この意味において常用部貸付金を、本来の貸付金と称するも差支ないであろう。しかるに右の常用部貸付金以外に、さらに別途会計に属する諸資金中にも、その資金運用の一方法として、種々の貸付を行なうものを存した。これらのものは同じく政府の貸付金たる点において、なんら常用部貸付金と異なるところがないのみならず、後にはこれらの貸付金が、或いは常用部貸付金に編入せられ、或いはまたその反対に、常用部貸付金の返納金が別途会計中に収入せられる等、相互の間に種々錯雑した關係を生ずるに至ったのであって、この点よりすれば、両者を切離して觀察することは、殆んど不可能に属するのである。これ本稿において本来の貸付金以外に、これら特殊の貸付金についても概説するゆえんである。

なお本稿においては研究の範圍を明治二十二年度迄の貸付金に限定した。けだし貸付金は現在においても、歳

計上雑収入の中にその科目を存し、年々若干の返納金を収入しつつあるのであるが、後に述べる如く、貸付金は明治二十二年度に行なわれた整理を境として、その後によって、大いに財政上および経済上の重要性を異にするのみならず、また著しい性質的差異をも生じたのであって、それ以後の貸付金は、もはや殆んど貸付金としての実を存せず、政府の貸付金として特別の研究に値するものではないからである。

- 1 「日本経済史辞典」上巻、一六二頁「御貸付金」の項、「古事類苑」政治部四、五七一頁以下、「日本財政経済史料」第六巻横井時冬著「日本工業史」、六九―七〇頁。
- 3 「吹塵録」〔海舟全集〕第四卷所収、一六九―一七一頁。
- 4 同上、一八五―一八七頁。

二 貸付金の目的

明治政府がその成立の初期において、極度の財政窮乏に苦しんだことは、周知の事実である。すなわちその成立の当初にあつては、征討費の支出はいうまでもなく、日常の諸経費の支弁にも困難を感じたのであって、『当局（会計事務局を指し、大蔵省の前身——著者）の会計は名ばかりにて空局同様の儀、全く借入金のみを目当に御座候間、局中の日用をも弁じ兼候次第に御座候。』（明治元年四月大総督府に充てた会計局判事の回答の一節）という有様であった。ここにおいて新政府は先ず応急の手段として、明治元年正月十九日に、近畿諸国の豪商に金三百万両の調達を、申付けたのを始めとして、爾後度々御用金や調達金の募集を行ない、一方三岡八郎の献策に基いて、太政官札の製造発行を行なったのであるが、しかも財政の窮乏は一向に救われず、明治四年十二月においても『会計の用途なお未だ立定せず、焦心苦慮僅に以て弥縫維持する』⁴⁾ような次第であつた。明治初年における財政

の窮乏は実にかくの如くであった。しかるに前掲の表において見る如く、当時の歳出総額に対する貸付金の割合ははなはだ大である。かくの如く財政の窮乏に苦しめる明治政府が、何故にかくの如き多額の貸付金を支出したか、またいかにして支出し得たか。これ明治政府の貸付金を考えるに当って、まず最初に起る疑問である。

いま明治政府の貸付金の目的を考えると、その主なるものを四つ挙げることができる。その第一は災害救助または貧民救恤の目的に出るものであって、これは全く旧幕時代の方針を踏襲したものである。既述の如く旧幕時代にあっては、幕府または諸藩が、災害救助や貧民救恤の目的を以て、庶民に金穀を貸付けたことは珍らしくないのであるが、維新後に至ってその必要は一層大なるものがあつた。けだし三百年の徳川幕府が倒れて、新たな明治政府がこれに代つて成立したのであるから、天下の人心はなお全く徳川氏を去らず、ややもすれば徳川幕府の治世を思う者無きに非ざる状況であつたから、この際天下に徳を施して、民心を収攬することは、新政府のまず以て努めなければならぬことであつた。しかのみならず幕末以来引続き戦乱絶えずして、各地の荒廢、人民の萎靡その極に達せるに加えて、明治元年および二年と引続いて風害・水害があつて、五穀稔らず、窮民頗る多きに上つた。ここにおいて政府はまず明治元年六月および七月の両度において、各府県に令して災民救恤の方法を講ぜしめ、また翌二年七月十四日には関東・奥羽地方に災民救恤の方法を令達し、さらに同年十二月十七日には窮民に夫食・種粃・農具代等の貸付内規を定める等、鋭意その目的の達成に努めたのであるが、明治四年七月の廢藩置縣の結果、同年十一月二十七日に至り、県治事務章程とともに窮民一時救助規則を創定し、ここに始めて災民に対する救助貸付に関する、統一的根本法規の制定を見るに至つたのである。

明治政府の貸付金の第二の目的は、士族の救済にあつた。明治初年における最も大なる社会問題の一は士族の問題であつた。武士階級の中には、すでに幕末より明治に至る過渡期における、政治的乃至社会的変革に際し

て、窮迫無頼の状態に陥った者も少くなかったのであるが、明治四年の廢藩置縣なる大變革のために、從來それによって彼らの特權を保護せられた封建制度は、名実ともに崩壊し、その數四十萬戸、百九十萬人に達する旧武士階級は、ここに一挙にしてその地位を失つて、全く、無職の遊民となるに至った。ついで明治九年八月の禄制廢止に至り、彼らが従前の俸禄に代えて交付せられた金禄公債は、從來の俸禄の數年分に相当する額に過ぎず、またこれすらも彼らが新たに身を投じた貨幣經濟の大波の中で、その多くのものは失われてしまった。かくてかかる無職または無産の士族に定職を与えることは、士族の救済そのものとしても、極めて重要な問題であつたのみならず、政治的には叛乱騷擾の危險を防止することにもなり、同時にまた經濟的には、明治政府の重要政策であつた殖産興業の目的にも適うものであつた。かくて明治政府は士族授産の問題については、あらゆる努力を払うことを惜まなかつたのである。ことに明治十年の西南役は、かかる不平士族の叛乱の最大なものと見る事が出来るのであつて、したがつてこの戰役以後において士族授産問題は、一層重要な問題となつたのである。明治政府の採用した士族授産の方法には種々ある。その最も主なもの、各地荒蕪地の開墾または灌漑事業であるが、その他各種事業会社の設立を奨励補助し、あるいはまた養蚕・製糸・織物製造・製茶・紡績・牧畜・製紙その他種々の商工業を営ましめる等、各地の士族の状況に応じて、種々雑多の方法を講じた。しかしてかくの如き士族の授産に最も必要なは資本金であつて、これがために政府は年々士族に対して、巨額の貸付を行なつたのである。

明治政府の貸付金の第三の目的は、殖産興業にあつた。明治政府がその成立と同時に採用した經濟政策は、徹底的なる保護干渉による殖産興業政策であつた。しかしてかかる殖産興業政策は、専ら富国強兵ということをするの目標とした。けれど永年にわたる鎖国に依り、封建制度のもとに眠っていたわが国は、開國通商の結果、にわ